

凝魂命三世孫天湯河桁命之後也と見え和名抄和泉國日根郷名に鳥取止と見えたるにてさると  
へし然るに日本紀には茅渚菟砥川上宮と舊名を以てしるし、古事記には鳥取河上宮と後におこ  
れる名をいにしへに及ぼして、しるされたるにて今も山中村より自然田村の北をへて西に流る  
る川を宇度川とも鳥取川とも呼べるにて同地異名なる事いとよく知られたり、期くて今鳥取郷  
といへるは、尾崎、下出、黒田、新、波有手、石田、中、自然田、山中、桑畑、貝懸、舞、の  
十二村をいへれとこの村々より南西なる西箱作、飯峯、山中、淡輪、別墅、深日、孝子、谷川、  
北島、犬飼、佐瀬川、小鳥、の十二村をさして、泉州志に余按荆鳥取郷爲下莊也といへるは  
さることにて土人の口碑をさくにわれらの村々を今は下莊とよへれと昔は一圓に鳥取郷のうち  
なりしを、土屋某の采地になりしよりこのかた尾崎以下の十二村を鳥取郷とよひ、西箱作以下  
の十二村を下莊と呼ひわかつこととなりしとを、されは尾崎以下の村とも西箱作以下の村々も、  
古へは皆鳥取郷なりし事明けし、およそ一郷のさため五十戸と令條に見えたるは、同族は幾戸  
ありとも氏の長はかりを一戸とかそへし例なれば、其五十戸の蕃息りて終に今の如く廿四ヶ村  
になりしなりけりさて宇度墓は、上にいふ如く、東の御陵とよへる古墳にあたれるを、泉州志  
に、この御墓の在所を在、自然田村東南今謂玉田山山上有小祠墓前田地字宇度口と見え、  
和泉志も、この説に従へれと玉田山はいはゆる菟砥川上宮一云鳥取河上宮と見えたる地なるからに、小  
祠をたて、昔よりこの命を祭れるなるへし、この御墓ならぬ事は惣體自然の山にて、いはゆる  
前方後圓の制にかなはぬにて知るへし、斯れはいにしへの鳥取郷のうちにてこの命を齋まつれ  
るは、彼玉田山と淡輪村なる船守社の末社とのみなるを玉田山は上にいふ如く御坐所の跡なり  
しからにまつりこしなるへし、船守社の末社にいはひこしは御墓の在所につきてのことなるへ  
く、この東の御陵ミヤノシこそ、まことに宇度墓にはあるへけれ、

因にいふ、西の御陵ミヤノシとよへる古墳は、高六丈五尺許周百六十八丈許陸のめぐり二百二十五丈  
許ありとぞ、これ日本紀雄略天皇の九年の條に紀小弓宿禰等即入新羅行屠例郡云々大將軍紀  
小弓宿禰值病而薨云々於是采女大海從小弓宿禰喪到來日本遂憂落於大伴室屋大連曰妾不  
知葬所願占良地大連即爲奏之天皇勅大連曰大將軍紀小弓宿禰龍驤虎視旁眺入維掩討逆節  
折衝四海然則身勞萬里命墜三韓宜致哀矜死視喪者又汝大伴卿與紀卿等同國近隣之人由  
來尙矣於是大連奉勅使土師連小鳥作冢墓於田身輪邑而葬之也と見えたる墓なる事誠に疑ひな  
きものにて、其地名をいま淡輪といへるは田身輪の訛呼にて、淡輪の字をまさしくはタムワと  
よむへきこと、大和の田身山とかけると同例なるを思ふへし、かれ船守社の末社に、この宿禰  
をいはひ來れるも、又よしありてきこえたり  
トアルニテ御墓ノ事ハ明白ニシテ、更ニ辨ヲ俟タサレトモ、佐藤翁モ島津家ノ重臣猪飼氏ヲ始メ、  
同藩ニハ知友少ナカラサリシ趣ナリシニ就テ按ヘハ、彼播磨ノ潛墓マタ上總ノ橘姫ノ櫛ヲ形代ト  
シテ墓ト爲ル類ニテ土俗ソノ功德ヲ慕ヒテ、何カ形代トシテ祀リシヨリ、此訛ヲ生セシナルヘク  
思ハルレト、未タ其證ヲ得ス、姑ラク所見ヲ記シテ後日ヲ俟ツ、

### 竹島沿革考

奥原 碧雲

去る三月下旬、島根縣第三部長神四事務官は、視察員四十餘名とともに、新領土竹島視察の途に上られたり、余幸にその  
一行に加はり、竹島及び隣島に上陸し、親しくその状況を視察し、東隠岐島司の厚意によりて同島の舊館並に竹島に關

する文書を閲覧し、かつ、竹島經營につき、與つて力ありし竹島漁獵會社員中井養三郎氏の竹島經營談を聞き、歸來松江圖書館の舊書記録類を渉獵し、昨年以來新聞雜誌にあらはれたる諸家の説を参照して、本篇を起草せり。

竹島の名稱につきては、鬱陵島と混同せる人少からず、本邦の舊記に見えたる竹島は、すべて、今の鬱陵島のことにして、從來、出雲石見伯耆隱岐地方の人々が渡航せし竹島は即ち鬱陵島なり、而して、昨年二月島根縣の領土に編入せられ、日本海大海戦によりて、全世界に喧傳せられし新竹島は、舊記に見えたる松島にして、隱岐國人のリヤンコ島(リヤンコール岩の略記)と稱せし生木なき無人の小岩嶼なり、然るに、朝鮮水路誌「たびこの名稱を轉倒して、鬱陵島一名松島と稱せしより、今回リヤンコール列岩を竹島と命名して、新領土に編入せらるるや、實地を踏査せざる入は、直ちに舊記に見えたる竹島となし、大なる誤認を傳ふるに至れり。

かの地學雜誌二百號より二百二號に亘りて、連続せられたる田中阿歌麿氏の「隱岐國竹島に關する舊記」の如き、鬱陵島の記事にして、リヤンコール岩の新竹島とは、全然無關係なるが如きその一例なり。

次に、史學界の遠藤萬川氏は、實業新聞紙水路誌を引用しこれに附記して、村岡長弼氏の日本地理資料、吉田東伍氏の大日本地名辭書に、鬱陵島の別名竹島とせるは疑問なりとし、更に松陽新報紙上に於て、新竹島は、わが舊幕時代には、夙にこれを竹島と稱し、出雲藩に屬せしめ、流罪人を置く處とせしが、その後、内政の混亂とともに、この島は無所屬同様となれり、云々と記し、また、同紙上に「その後、古文書を見れば、鬱陵島の別名竹島なりしことを記せり、されど、鬱陵島は松島とこそいへ、竹島といへるを聞かず、縣下識者の解答をまつ、云々と記して、疑點を挾まれたり。

これ等は、畢竟新竹島を以て、人民の住居に堪ふべき大島と誤認し、舊記に見えたる竹島の記事をこれに附會したるものにして、一たび實地を踏査せんか、疑團は忽にして氷解せらるべきなり。

なほ、吉田東伍氏の大日本地名辭書は、新竹島につきて直接に記する處なけれども、舊竹島につきて、諸書を引用すること頗る疎博なれば、必ず參照すべきなり。

日本海大海戦によりて、世界の歴史に赫炮たる光彩をとどめし竹島は、日本海を中心にある小岩嶼にして、北緯三十七度五分三十秒、東經百三十一度五十五分〇秒に位し、出雲國八束郡多古鼻を距ること北西百〇八哩、朝鮮國リッドチル岬を距ること百十八哩の海上にあり、(隱岐の西北八十五哩、鬱陵島の東南五十五哩)二ヶの岩嶼と數十の小礁とより成り、甲嶼は最も險峻にして、海

拔三百八十一尺(視察員測量の結果)周圍十五六町、乙嶼は甲嶼に比すれば、稍平夷にして、海拔二百二十六尺、周圍十餘町、兩嶼相對峙して、その間僅に二三町、全島黒色の火山岩より成り、海潮巖脚を嚙んで、岩皺奇古、斷崖絶壁をなし、處々に洞門をひらく、半腹以下岩身骨立して、一片の土塊を止めず、上部は僅に黒灰色の輕土を被り、雜草の生ずるあるのみ、乙嶼は岩を攀ぢ、梯子にすがり、辛うじて頂上に登るを得べしといへども、甲嶼は、絶對的に登攀すべからず、ただ、兩嶼相對する處、乙嶼に狭小なる砂礫地ありて、ここに竹島漁獵會社の獵小屋二棟あり、五六七月の頃、海獵獵者の假住するため設けたるものなり、島内飲料水なく(乙嶼に一の瀦水あれども有色有毒にして、洗顔用にだに適せず)又作物を生せず、古より無人の島嶼にして、將來といへども、人類の永住は絶對的に不可能なり、されどこの島嶼は、日本海中における海獵の群集地にして、ことに梅雨以前よりは、分娩交尾のため幾万の海獵群をなして岩角に眠り、波上に游泳す、近年遠洋漁業者の發見する所となり、明治三十六年の頃より、海獵獵者續々渡航して濫獲をはじめめしが、今は竹島漁獵會社の獨占獵地となればなり。

抑、この新竹島のはじめて世人に知られしは、何時代なりけん、尋ぬるによしなしといへども、隱岐の漁夫等は、早くよりこれを發見せしもの如し、この岩嶼のはじめて記録に見えたるは、隱岐視聽合記とす、(なほ舊さものあらば大方の指教を希ふ)同書は今より二百四十年前寛文七年(西曆千六百六十七年)出雲の士齊藤某、藩命によりて、隱岐を巡撫し、窮井遠郷を跋渉して、その餘暇には、老農、遺叟、釣夫、山僧の逸話を蒐集し、山村水郭靈社古寺の所在傳説を筆記して若干卷を得、名づけて隱州視聽合記といふ、云々と序文に見ゆ、その一節に、

隱州在北海中、故云隱岐島………從是南至隱州美穗關三十五里、辰巳至伯州赤崎浦四十里、未申至石州泉津五十八里、白子至卯無可往地、戊亥間行二日一夜有松島、又一日程有竹島(俗言隱竹島、多竹魚海鹿、按神書所謂

また、文政六年(西暦千八百二十三年)大西政保氏が隠州視聽合記に倣ひて編纂せる、遠記古記集には、一層之を詳記せり、即ち、

上略、島の總廻り十六里、又未中の方五十八里にして石州温泉津に至り、辰巳の方四十里伯州赤崎あり、卯の方凡百里にして若州小浜に至り、丑寅の方凡百三十里餘能州に當る、亥の方四十餘里にして松島あり、周り一里程にして生木なき岩島といふ、又西の方七十里にして竹島あり、古より是を徳竹島と傳ふ、竹木繁茂して大島の由、是より朝鮮を望めば、隠州より濠洲を見るより稍近し、今朝鮮人作りて住す、云云。

以上二書は、隠岐の漁夫等が多年の航海によりて、實地を踏査し、測定したる實験談を記録したるものにして、机上の編纂物とは大に趣を異にす、吾人は今、親しく實地を踏査するに及んで、いよいよその實験談なることを確め得たり、隠岐の西北四十餘里にして松島ありとは、明かにリアンコール列岩なる新竹島をいへるものにして、海上八十五里とあるは適合す、ことに周圍を一里とし、生木なき岩島なりと記せるが如き同島を踏査せしものにあらざれば、いかでか、かかる簡潔適切なる記事を得べき、次に隠岐の西北七十餘里にして竹島ありと見ゆるは、まさしく鬱陵島にあたり、水路誌に見えたる海上百四十裡に殆んど符合す、而して竹木繁茂せる大島とし、朝鮮人の居住せること、並に朝鮮本國を望み得ることより推せば、いかに考ふるも、リアンコール列岩の新竹島と見ること能はず、元來雲伯地方の漁人が竹島と稱せしは、皆鬱陵島のことにして、現今なほ地理に暗きものは、新領土の竹島を以て、從來稱へ來りし樹木蔚々たる竹島と誤解し、鬱陵島のわが領土に入りしもの如く思へるもの少からず、試に雲伯沿海の漁人にして、數回竹島へ渡航せりといふものにつきて質問せんか、彼は得々として樹木鬱鬱良材に富み、住民多く、漁利夥多なるを以て答ふべし、これ即ち、島根島取地方にて、稱へ來りし竹島は鬱陵島たりしこと明かなり。

また文化元年(西暦千八百四年)北邊經營に一生の心血を注ぎたる近藤守重が、苦心慘憺の結果、各種の地圖を參酌し、十數年の歲月を経て完成したる邊要分界圖考を閲するに、同書考定分界圖中、明かに日本海中に松島竹島の二島を記載し、鬱陵島を以て竹島とし、新竹島を以て松島とせり。その他地誌提要には、

上俗相傳ふ、福浦より松島に至る海路凡そ六十九里、竹島に至る海路凡そ百三十三里、朝鮮に至る海路凡そ百三十六里、云云。福浦は隠岐國島波の西北にある小港にして、朝鮮方面に渡航する帆船は、從來ここにて風待せし處なり。

以上列記せる所によれば、何れも鬱陵島を竹島とし、新竹島を松島と稱せしが如し、然るに水路誌にはこれを轉倒して、鬱陵島一名松島とし、新竹島をリアンコール列岩とし、佛國船の發見となせり、試に、水路誌の記事を引用せん、

リアンコール列岩 此列岩ハ、洋記一八四九年、佛國船「リアンコール」初テ之ヲ發見シ、稱呼ヲ船名ニ取ル、其後一八五四年、露國ノ「フレガット」形艦「パラス」ハ此列岩ヲ「メナライ」及ビ「フリヴツア」列島ト名ケ、「一八五五年、英艦「ホルネット」ハ此列島ヲ探檢シテ「ホルネット」列島ト名ケタリ、該艦長「フォルシイス」ノ言ニヨレバ此列島ハ北緯三十七度十四分、東經百三十一度五十五分ノ處ニ位スル二箇ノ不毛岩嶼ニシテ、島嶼常ニ嶼上ニ堆積シ、嶋色爲ニ白シ、而シテ北四ノ四至南東ノ長サ約一哩、二嶼ノ間距離約二哩半ニシテ、見タル處一礁脈アリテ之ヲ連結ス、〇四嶼ハ海面上高サ約四百十呎ニシテ、其形棉糖ノ如シ、東嶼ハ較低クシテ平頂ナリ〇列島附近ハ水頗ル深キガ如シトイヘドモ、其位置ハ實ニ兩館ニ向ツテ日本海ヲ航行スル船舶ノ直水道ニ當ルヲ以テ、頗ル危険ナリトス。

リアンコール岩ノ測定、米合衆國水路部告示第四三號明治三十五年十月ニヨレバ、該國軍艦「ニウヨーク」ハ日本海航海ノ際「リアンコール」列岩ノ位置ヲ確定センタメ、經度測ヲ施シ、併セテ、正午ニ緯度測ヲ行ヒ、其結果、該列島位置、北緯三十七度三十分 東經百一十一度五十五分〇秒

(二一)

號六第卷八第理地史歴

されど、新竹島は、佛船「リアンコール」の発見に先つこと百八十二年、寛文七年の我記録に見え  
 たらば、少くともこの岩嶼の日本人に発見せられしは、なほ以前なるべく、また佛船の発見に先つ  
 こと四十一年、文化六年に邊要分界圖考に明記せられ、なほ、同船の発見に先つこと廿七年、文  
 政六年の古記集に詳記せられしに拘らず、水路誌は、此島嶼発見を外國船に委して顧みず、剩へ、  
 日韓兩國沿岸よりの距離は、日本の方十哩の近距離なるに、海圖には、朝鮮の部に編入せられし  
 が如き、遺憾の極といはざるべからず。  
 吾人はなほ一步を進めて、田中氏の引用せられたる、竹島圖説、竹島考、多氣甚摩雜誌、伯耆民談  
 等の竹島に關する記事は全く鬱陵島の記事にして、新竹島にあらざることを證明せんとす、而し  
 て、その以前にあたり鬱陵島の状況を叙述するの必要ありと信ず。  
 水路誌によれば、

鬱陵島一名松島 隱岐ヲ距ル北西ニ四約百四十哩、朝鮮東岸ヲ距ル約八十哩ノ海中ニ孤立ス、全島嶼岨タル圓錐山ノ集合  
 ニシテ、樹木鬱然繁茂ス、而シテ、其中心(北緯三七度三〇分、東經一三〇度五三分)ニ高サ四〇〇〇呎ノ一峯アリ、巖然  
 トシテ聳ユ、○此島周圍十八哩ニシテ其形態シテ半圓ヲナス。  
 鬱陵島北東測ニ於テ竹嶼(ゴーツスール)ヲ南々西々四約二哩ニ留ム處ニ一岩アリ、其水深僅ニ二呎乃至三呎(日耳曼一  
 流船ノ報告ニヨル)

島岸殊ニ東北兩岸ニ沿テテ數個ノ峻岩分立シ、其高サ四〇〇呎乃至五〇〇呎ニ達スルモノアリ、何レモ鬱陵島ノ如ク陸界  
 ニシテ、鍾洞モ特ニトスルニ足ラズ、然レドモ竹嶼(此嶼ハ島ノ東流ヲ距ル七哩ノ處ニアリ)ヲ除クノ外皆本島ノ岸ヲ距  
 ルコト二哩半以上ニ出ルモノナシ、○島ノ北流ニ接シテ孔岩アリ、岩ヲ貫キテ一大孔アルヲ以テ其形甚奇ナリ、此岩ト相  
 對セル陸岸ト高サ約八〇〇呎ノ滑面花崗山アリ、禿兀峻嶺ニシテ、其形棒糖ノ如シ、○島ノ南端シール角附近ニ一小岩ア  
 リ。

鬱陵島ノ各側ハ陸界ナク、曾テ英艦「アタナラン」ノ船舟ハ、島ヲ距ル南方四哩ノ處ヲ鍾洞シ四〇〇尋ノ鐘索ヲ投ジ、又島  
 ノ北方二哩ノ處ヲ鍾洞シ三六尋ノ鐘索ヲ沈メタルモ、皆底ニ達セズ唯險岸ノ直下ニ於テ僅ニ水深ヲ行ヒタリト云フ、

○島岸險阻ニシテ擊ツベカラズ、唯天氣溫和ナル時ハ、磯涼ヨリ辛フジテ岸ニ登ルヲ得ベシ。  
 春夏兩季ニハ、朝鮮人此島ニ渡來シテ朝鮮形船ヲ造リ、又多量ノ介蟲ヲ拾集乾燥ス、蓋シ朝鮮人ハ船ヲ製造スルニ鐵釘ヲ  
 用ユルコトナク、皆木ヲ以テ之ヲ結合シテ、乾材ヲ用ユルコトヲ知ラズ、必ズ生木ヲ用ユト云フ。

なほ吾人の視察せし處によりてこれを補足せんか、鬱陵島は、新竹島の西北五十五哩の海上にあ  
 る大島にして、周回十八哩、海岸は斷崖絶壁にして、港灣なく、船舶に適する處なし、その中、比  
 較的安全なるは苧洞とす、苧洞は島の東南にあり、日本人六戸、韓人數十戸を有する小部落にし  
 て、カプト岩、立岩の前に屹立して、その間稍風波を避くるに足る、かの日本大海戦の際露國巡  
 洋艦ドミトリドンスコイ(六千二百噸)の擱岸破壊せしは立岩附近にして、二の岬角を西南に廻れ  
 ば道洞なり。

道洞は島内第一の部落にして、峨々たる巖角左右に斗出して小灣を抱き、其間二町ばかり、沙  
 濱相連り、岸頭に日本家屋四五十戸あり、海岸より上ること六七町にして郡司の館あり、郡司は  
 島内の行政權、司法權を掌握せり。

全島韓人の部落は合計二十三部落ありて、戸數約七百戸人口五千と稱す、(郡司訪問の際調査未濟  
 とのことなりき)本邦人の居住者は、戸數九十六戸、人口三百三人にして、その中、島根縣人最も  
 多くして、六十四戸二百十八人を有し、鳥取縣の十二戸二十八人、佐賀縣の八戸十三人、和歌山  
 縣の三戸七人之に次ぐ、これを職業別にすれば、木挽三十八人、漁夫三十七人、舟乘二十七人、輸  
 出入業者二十三人、仲買十九人、大工十一人等にして、(明治三十九年二月末日現在鬱陵島日本警  
 察官駐在所調査)韓人は主として農業に従事せり。

全島火成岩より成れる險峻なる山地にして、平坦の地甚だ少く、羅里洞山其中央に屹立して、海  
 拔約三千尺、山腹には積雪なほ未だ消えず。森林の總面積は約三千町と稱す、往古は鬱々たる森

(三一) 號六第卷八第理地史歴

林を以ておぼはれしが、近年移住民増殖の結果、海岸附近は、概ね濫伐開拓せられて圃地となり、樹木は温帯の森林にして、山毛櫸、楓、樺、五葉松、柏、アララギ、タブ、ツバキ、ケンボナシ、樺、キハダ、桑等を産す、されど、樺、柏、楡(俗に白楡といふ)等、等の貴重樹木は多くは伐採せられて、現今は海岸に遠き山嶺深谷に僅に見るを得るのみ。

海岸はすべて断崖絶壁なれども、西部は東部に比して傾斜稍緩なり、島内水田なく、多くは傾斜を有する圃地にして、盛に大豆を耕作す、海産物は烏賊、鮑、海鼠、海苔、和布、天草等に於て、漁業は殆んど本邦人の獨占に屬す。

同島における韓人の生活程度は、最も下等にして、麥飯に馬鈴薯を混じたるものを常食とし、家屋は粗造矮小なる塗込にして、通例二三室を有するのみ、商取引は大豆本位なり、教育は不完全なる寺小屋式にして、全島に十四五ヶ所あり、大學小學等の素讀を教授すといふ。

元來本邦人竹島(鬱陵島)渡航のことは、慶長元和の頃より舊記に見ゆる處にして、伯耆志には元和三年の渡航免許狀を掲載せり、

邊海の漁民は竹島に往來して占居の姿をなししにや、親羅肥、伯耆志に磯竹島往復のことを載せ、伯耆志には渡海始末を略記す。

元和三年竹島渡海免許狀

從伯耆國米子、竹島え先年船相渡之由、然者、如其、今度致度渡海之段、村川市兵衛、大谷甚吉申上、付而、達上聞候之處、不可有異議之旨、被仰出候間、被得其意、渡海儀可被仰付候、恐々謹言。

五月十六日

永井信濃守(尙政)  
井上主計守(正就)

松平新太郎殿

土井大炊守(利勝)  
酒井雅樂守(忠世)

松平新太郎光政は、當時鳥取城主として、因伯二州を領知せしかば、兩人の願を納れ、幕府に請ひてこれを許可せしなり、爾來數十年、兩人は毎年竹島に渡航して、漁業をなし、各種の物産を獲て歸航せしなり。

地學雜誌に田中氏の引用せられたる竹島圖説に

元和五年(一六一九年)春二月十一日、例年の如く米子を出帆して隠岐の國福浦に着し、同三月廿四日福浦を出帆して、同月二十六日朝五つ時、竹島の内イカ島といふ處に着す、此時船めて異邦の人魚獵するを見るを得たり、蓋し是より先は、未だ曾て見ざる處なり、云云。

また同書に

元禄六年(一六九三年)春二月下旬、再び米子を出帆して夏四月十七日未刻竹島に着せり、然るに昨年(元禄五年)の如く、朝鮮人等専ら漁獵をして我を妨げ、助もすれば不軌の語言を放ちて和平ならず、止むを得ず、その中の長者一名と火伴兩三輩を延いて我船に入れ、同月十八日竹島より出帆して同月二十八日米子へ歸着し、其由を國侯松平伯耆守へ訴ふ、云云。

即ち、元和の頃より朝鮮人も竹島(鬱陵島)に渡航し、元祿の頃に至り、漸次移住民の増加するとともに、本邦人と漁區の紛争を生ずるに至りしなり。

また伯耆志に、

此市兵衛正清の子正勝の時、元祿七年渡海せしに、若干の朝鮮人在島しければ、即ち歸航して、其旨を官に上聞し、同八年官命を得て渡海したるに、朝鮮人既に島中に充ちたり、我往航の者、彼朝鮮人兩口を捕へ、舟を歸し、其旨を官に訴ふ、翌年官より我未子の竹島渡海を禁ぜらる、云云。

生來進取の氣象に富み、負けず魂を有せる海國男兒は、自己が獨占し來りし漁場を、みすみす朝

竹島沿革考

(第八卷) 四百七十

鮮人に奪はるるを見て、憤慨措く能はず、即ち朝鮮人二名を生捕り歸りて訴願に及びたるなり、然るに優柔なる徳川幕府は、「事なかれ」主義をとりて、その翌年(西曆千六百九十六年)竹島渡航を禁止せり、その書、地學雜誌に引用せられたり。

先年松平新太郎因伯州領知の節相伺え伯州米子町人村川市兵衛大谷甚吉至今入竹島ける、爲漁獵向後入島の權禁制可申付旨被仰出、可存其趣、恐惶謹言。

元禄九庚子正月二十八日

土屋相摸守 右判  
戸田山城守 同  
阿部豊後守 同  
大久保加賀守 同

なほ、同雜誌に、

松平伯耆守殿

宗對馬守義郷より出たる家譜に、元禄九年因歸國と朝鮮國との間竹島と唱候島有之、此島兩國入合の如く相成り居不宜に付、朝鮮三人此島へ參候事を被禁候段、従公儀被仰出、其後朝鮮國禮曹參判え家老使者、前々年より再度差渡候處、論談及入組候を、今年正月二十八日、義眞國元之御暇被成下候節、右竹島え日本人相渡候儀無益との事に候間、被差留候段願主え被仰渡候由、義眞え被仰渡候に付、義眞歸國の上、同年十月朝鮮之譯官使對話仕候、刻右被仰出之次第傳達仕り、爰に至り論談相濟候。

\*自註、森氏朝鮮年表宗氏系圖によれば義眞は宗氏廿一代の主、元禄五年致仕す、當時孫義方幼なるを以て朝鮮に歸する用務は、先短によりて、義眞之を處理することとなり居り。

即ち幕府は、竹島漁業權問題につき、對島守宗氏をして朝鮮政府に對して、外交談判を開かしめしが、巧妙なる朝鮮の外交攻路によりて、脆くもわれは膝を屈し、竹島の漁業權、否領有權を全然放棄するに至りしなり、その顛末は載せて竹島紀事に詳なり。同書に宗氏彼を責めていはく、

連年貴國領海漁船雜然來往本島竹島、竊爲漁採、恣恣私奪、况又今春漁採彼地者四十余口、我國因歸州牧、拘留其漁民二人、輒聽啓事情於東都、由是報先制禁於貴國、今源漁民云云。  
然るに朝鮮禮曹は悍然として拒みて、一府段は本來我國島なり、文跡照然、且彼に遠く此に近く境界自ら別つ、貴國錯認して事を生ず」と論ず、我幕府遂に風して、和興をなし竹島渡海を禁止す、時に元禄十二年也、安政の頃松浦武四郎竹島雜踏を著し論述をなす。

大日本地名辭書

また、伯耆民談に

さて、其島(竹島)伯州會見郡派之目三柳村より隱岐の島後へ三十五六里あり、此遠見の考を以て朝鮮の山を見れば凡四十里と思はる、其他、東四三里半、四里には滿たざるよし、南北凡六七里ありとかや聞けり、周圍十六里といへり、云云。

また、加藤某の記せる觀聽隨筆によれば、享保八年(西曆千七百二十三年)六月廿一日、大阪町奉行北條安房守鈴木飛騨守の與力同心多勢來りて、石州安濃郡波根東村嘉右衛門智郡粕淵村庄左衛門同吾郷村傳右衛門を搦め捕へ去る、これ七年前竹島へ渡りて、唐人に貨物を密かに買ひ取りたる罪によりてなりと見ゆ。

また、同國那賀郡濱田浦入右衛門の竹島渡航は、最も顯著なるものにして、濱田松原浦の廻船問屋業會津屋清介の子なり、清介は濱田藩の廻船御用を務め、藩の鋼鐵半紙等を積みて、しばしば上坂せしかば、入右衛門また航海業に熟達し、資性大膽剛毅にして冒險の氣象に富む、即ち竹島渡航を濱田藩へ出願せしも許可せられず、遂に密航を企てて奇利を博せしが、幕府大目附の探知する所となり、天保六年五月、大坂町奉行の手に捕はれ、死刑宣告を受く、その宣告文にいはいはく、

石州濱田廻船問屋清助死

右倅異名會津事

無宿 入右衛門

竹島沿革考

(第八卷) 四百七十一

其方親清助と申すもの濱田屋敷用邊相違候處、先年名絶候に付、六ヶ年以前其方願出候は年來親清恩を蒙り候上、多くの御損亡を掛け候につき、濱田沖竹島と申處に、魚族澤山居候間、被御付候はば、年年運上銀差上旨、江戸表屋敷へ申立候へども、開濟不相成、濱田へ御差戻相成候儀をも不憚、押して右竹島は濱田領沖合にて無人島に候連、剩日本刀劍類其他流船に積み込押渡、異國人と交易いたし候段重々不届に付云々。

同時に濱田藩の國老岡田頼母、八右衛門と共謀して私利を營みたりとて、井上河内守より召喚せられ、罪を引きて自殺せり、されど共謀私利を營む云々は謬説にして、實は濱田藩主松平周防守は、嘗て老中に挙げられ、英邁の資を以て、夙に開國進取の意見を有し、暗に入右衛門が計畫を翼賛せられたりと傳ふ、左の違書を一讀すれば、その間の消息を知るに難からざるべし。

元松平周防守改 (下野守)

其方儀、元領分石見松原浦に罷在候八右衛門、竹島へ渡海目論見之儀、家來共聞受彼是取計候儀は不自由候へども、重き御役中之儀につき、領内取締向別て嚴重可申付處、其儀なく既に八右衛門其外のもの共渡海いたし右體家來共不届の取計いたし候を更にも不存難在

不承之事に被思召候、依之永盤居被仰付、云々。

ああ、海國の冒險兒八右衛門は、有爲の企圖を抱きて、空しく刑場の霧と消え、英主松平周防守また永盤居の身となる、世を擧つて昇平無爲に馴れ、凡庸徒らに跋扈するの時、幕府は更に全國一般に命令を下して、對外的發動の萌芽を爰除せんと企てたり。

今度松平周防守領分無宿八右衛門、竹島へ渡海いたし候一件、吟味の上夫々殿科に被行候、右島往古は伯州米子のもの共渡海流獲等いたし候へども、元祿の度、朝鮮國へ御邊相成候以來渡海停止被付候場所に有之、都て異國渡海之儀は重御察制に候條向後、右島之儀も同様相心得渡海致問敷候事。

明治十六年に至り、更に日韓兩國政府の談判ありて、わが往漁の舟を還して、再び渡航することなからしめ、明かに、竹島即ち鬱陵島を以て、朝鮮の所屬となしぬ。

以上諸種の引用書に見えたる竹島の記事はすべて鬱陵島の記事にして、周圍一里に満たざるリア

ンコール列岩にあらざることいふまでもなし、されば、舊記に見えたる竹島は鬱陵島にして、同島を松島と稱せし記事は、一もこれを發見する能はず、ただ絶海の孤島なるを以て、學者のこれを踏査したるものなく、無學なる漁夫の言を聞き、想像的に日本海中に松島竹島の二島ありとの臆説によりて、はしなくも誤謬を傳ふるに至りしものなり。

隠州視聽合記に鬱陵島即ち竹島を以て無人島にして、日本之乾地以此州爲限矣とあるを見れば、二百五十年前には、住民最も稀少なりしか、或は眞に無人島なりしやもはかるべからず、(ただ漁期中に渡航するのみにて)而して、同書の編者はこの島を以て日本海西北に於ける我領土の極點となせり、その後日韓兩國民の渡航いよいよ頻繁となり韓人は本國に近きを以て、續々渡航者増加し、遂に東南海岸に出で、日本人占有の漁區に侵入し、ここに兩國漁民の紛擾を生ず、日本人は衆寡敵せざる以て、歸航の止むを得ざるに至り、優柔軟弱なる徳川幕府の外交政策と相俟ちて竹島即ち鬱陵島は全くわが領土をはなれて、朝鮮の版圖に歸し、伯州地方の漁民等が苦心經營も、空しく水泡に歸して、また顧みるものなきに至れり。

爾來、石州沿海の人、又渡航を企てしも、幕府の禁制にあひ、天保以來數十年間竹島は殆んど本邦人に忘却せられ、海軍水路部の朝鮮水路誌及び海圖に鬱陵島一名松島として發表せられしより、リアンコール岩は、自然舊記の竹島にあたるものと誤認せられ、而して竹島は既に元祿中より朝鮮の版圖と認められし故、リアンコール岩をも朝鮮の版圖と認むるに至れるなり。

然るに、明治三十六年伯州東伯郡小鴨村中井養三郎氏(現今隠岐國西郷居住)リアンコ島(新竹島)の海鹽捕獲業を企圖するや、同郷の人小原歩兵軍曹大にこれを賛し、驟然奮起、自ら隊長となり、中八尺長四間の漁舟に乗じ、日本海の荒波蹴破りて、島谷權藏以下の壯夫七人を率ゐて、リアンコ島に上陸し、はじめて日章旗を岩上に翻したるは、明治三十六年五月某日なりき、偶、島前の



石橋松太郎氏部下の漁夫また渡航して、ともに捕獲に従事せしも、準備不完全のため目的を達せず、翌年の漁期を以て大發展を期しつゝ、歸航することとなり。かくて、海驢捕獲業の有益なるを知り、三十七年の漁期には、各方面より續々渡航し、競争濫獲の結果種々の弊害を認めたる中井氏は、リヤンコ島を以て朝鮮の領土とし、同國政府に貸下請願の決心を起し、三十七年の漁期終るや、直ちに、上京して、隠岐出身なる農商務省水産局員藤田勘太郎氏に圖り、牧水産局長に面會して陳述する處ありき、同氏またこれを賛し、海軍水路部につきて、リヤンコ島の所屬を確めしむ、中井氏即ち肝付水路部長に面會して、同島の所屬は、未だ確乎たる徵證なし、(日韓兩本國よりの距離を測定すれば日本の方十里近し、加ふるに日本人にして同島經營に従事するものある以上は、日本領に編入すべきものなり)との説を聞き、中井氏は遂に意を決して、リヤンコ島領土編入并に貸下願を内務外務農商務三大臣に提出せり。

リヤンコ島領土編入并に貸下願

隠岐列島ノ西北八十五洲、朝鮮蔚陵島ノ東南五十五洲ノ絶海ニ、俗リヤンコト稱スル無人島有之候周圍各約十五町ヲ有スル甲乙二ヶノ岩島、中央ニ對立シテ一ノ海峡ヲナシ、大小數十ノ岩礁點々散布シテ、之ヲ圍繞セリ、中央ノ二島ハ四面斷崖絶壁ニシテ高ク屹立セリ、其頂上ニハ、僅ニ土壤ヲ被リ、雜草之ニ生スルノミ、全島一ノ樹木ナシ、海邊灣曲ノ處ハ砂礫ヲ以テ往々浪ヲナセドモ、屋舎ヲ構ヘ得ベキ場所ハ、甲嶼ノ海峡ニ面セル局部僅ニ一ヶ所アルノミ、甲ノ半腹四所ニ諸水アリ、茶褐色ヲ帶ブ、乙嶼ニハ微々タル鹽分ヲ含ミタル清冽ノ水、斷崖ヲ沿道仕候、船舶ハ海峡ヲ中心トシテ、風位ニヨリ左右ニ避ケテ碇泊セバ安全ヲ保タレ候。

本島ハ本邦ヨリ隠岐列島及ビ蔚陵島ヲ經テ朝鮮江原咸鏡地方ニ往復スル船舶ノ航路ニ當レリ、若シ本島ヲ經營スルモノアリテ、人之ニ常住スルニ至ラバ、其等船舶ガ寄泊シテ薪水食料等、萬一ノ缺乏ヲ補ヒ得ル等種々ノ便宜ヲ生ズベクレバ、今日駭々乎トシテ盛運ニ向ヒツツアル所ノ、本邦ノ江原咸鏡地方ニ對スル木炭貿易ヲ補益スル所少カラズシテ、本島經營ノ前途尤モ必要ニ被存候。

本島ハ、此ノ如キ絶海ニ屹立スル蕪蕪タル岩島ニ過ギザレバ、從來人ノ願ルモノナク、全ク放棄シ有之候、然ル處、私儀蔚陵島往復ノ途次、偶々本島ニ寄泊シ海驢ノ棲息スルコト夥シキヲ見テ空シク放棄シオクノ如何ニモ遺憾ニ堪ヘザルヨリ、爾來種々苦慮計畫シ、愈明治三十六年ニ至リ、断然意ヲ決シテ、資本ヲ投シ屋舎ヲ構ヘ人夫ヲ移シ、獵具ヲ備ヘテ先海驢獵ニ着手致シ候、當時世人ハ無謀ナリトシテ大ニ嘲笑セシガ、固ヨリ絶海不便ノ無人島ニ新規ノ事業ヲ企テ候事ナレバ、計畫飄飄シ設備當ヲ失スル所アルヲ免レズ、剩ヘ獵法製法明カナラズ、用途販路亦確カナラズ、空シク許多ノ資本ヲ失ヒテ、徒ニ種々ノ辛酸ヲ嘗メ候結果、本年ニ至リ獵法製法共ニ發明スル所アリ、販路モ亦之ヲ開キ得タリ、而シテ皮ヲ鹽漬ニセバ牛皮代用トシテ頗ル需用多ク、新鮮ナル脂肪ヨリ採取セル油ハ、品質價格共ニ鯨油ニ劣ラズ、其相ハ十分ニ絞レバ以テ、膠ノ原料トナシ得ラルベク、肉ハ粉製セバ骨ト共ニ貴重ノ肥料タルコト等ヲモ確カメ得候、即本島海驢獵ノ見込略相立候而シテ、海驢獵ノ外、本島ニ於テ起スベキ事業、陸産ハ到底見込ナク、海産ニ至リテハ未ダ調査ヲ經ザルヲ以テ、今日確言シガタキモ、日本海中ノ要衝ニ當レバ、本島附近ニ種々ノ水産來集栖息セザル筈ナケレバ、本島ノ海驢獵業ニシテ永續スルコトヲ得バ、依テ以テ試験探査ノ便宜ト機會トヲ得テ、將來更ニ有益有望ノ事業ヲ發見シ得ルナラント相期シ候、要スルニ、本島ノ經營ハ資本ヲ充實ニシ、設備ヲ完全ニシテ海驢ヲ捕獲スル上ニ於テ、前途頗ル有望ニ御座候。然レドモ、本島ハ領土所屬定マラズシテ、他日外國ノ故障ニ遭遇スル等不測ノ事アルモ、確乎タル保護ヲ受クルニ由ナキヲ以テ、本島經營ニ資力ヲ傾注スルハ、尤モ危險ノコトニ御座候、又本島ノ海驢ハ常ニ棲息スルニハアラズ、毎年生殖ノタメ、其季節即四五月(年ニヨリ遅速アリ)求集シ、生殖ヲ終リテ七八月頃離散スルモノニ御座候、隨テ其獵獲ハ其期間ニ於テノミ行ヒ得ラレ候、故ニ特ニ漁獲ノ適度ニ制限シ、蓄積ヲ適當ニ保護スルニアラザレバ、忽チ驅逐殄滅シ去ルヲ免レズ、而シテ制限保護等ノコトハ競争ノ間ニハ到底實行シ得ラザルモノニテ、人ノ利ニ趨クハ驢ノ甘キニツクガ如ク世人苟モ本島海驢獵ノ有利ナルヲ窺ヒセバ、當初私儀ヲ嘲笑シタルモノモ、井ビ起ツテ大ニ競争シテ、濫獲ヲ逞ウシ、直チニ利源ヲ滅絶シ盡シテ結局共ニ倒ルルニ至ルハ必然ニ御座候、要スルニ、前途有望ニシテ、且ツ必要ナル本島ノ經營モ、惜ムラクハ領土所屬ノ定マリ居ラザルト、海驢獵業者ニ必ズ競争ノ生ズベキトニヨリテ、大ニ危險コレアリ、終ラ全ウシ難ク候。

私儀ハ前陣ノ如ク、從來種々苦心ノ結果本島ノ海驢獵業略見込相立チタレバ、今ヤ進ンデ更ニ資本ヲ増シテ、一面ニハ捕獲スベキ大サ數等ヲ制限スルコト、他及ビ乳兒ヲバ特ニ保護ヲ爲タスルコト、島内適當ノ箇所ニ禁獵場ヲ設クルコト、害敵タル鯨鱈ノ類ヲ捕獲驅逐スルコト等、種々適切ノ保護ヲ加ヘ、一面ニハ獵獲製造ニ關スル種々精巧ノ器械ヲ備ヘ、裝置



竹島沿革考

(第八卷) 四百七十六

ヲ設グル等、設備ヲ完全ニシ、傍ニハ、漁具ヲ備ヘテ他ノ水族漁獲ヲモ試ムル等、大ニ經營スル所アラント欲スルモ、前  
陣ノ如キ危険アルガ爲、頓挫罷在候、此ノ如キハ昔ニ私儀一己ノ災厄ノミナラズ、又國家ノ不利益トモ存ゼラレ候、ツキ  
テハ、事業ノ安全、利源ノ永久ヲ確保シ、以テ本島ノ經營ヲシテ全ウセシメラレンガ爲ニ、何卒速ニ本島ヲバ、本邦ノ領  
土ニ編入相成之ト同時ニ向フ拾箇年間、私儀ニ御貸下ゲ相成度、別紙圖面相添へ此段奉願候也。

明治三十七年九月二十九日

島根縣周吉郡四郷町大字四町指向

中井養三郎

内務大臣 子爵 芳川 顯正殿  
外務大臣 男爵 小村壽太郎殿  
農商務大臣 男爵 清浦 奎吾殿

爾來中井氏は、内務省地方局に出頭して、井上書記官に事情を陳述し、また同郷の桑田熊藏氏(現  
今貴族院議員)の紹介によりて、外務省に出頭して山座政務局長に面會してこれをばかり、桑田  
博士また大に力ひる處ありて、遂に、一應島根縣廳の意見を徴することとなり。

ここに於て、島根縣廳にては隱岐島廳の意見を徴して上申の結果遂に閣議に於ていよいよ領土編  
入に決し、ツヤンコ島を以て竹島と命名せらるるに至れり。

乙庶第一五二號

本月十五日庶第一〇七三號ヲ以テ島嶼所屬等ノ儀ニツキ御照會之趣キ了奉、右ハ我領土ニ編入ノ上隱岐島國ノ所管ニ屬セ  
ラルルモ何等支無之其名稱ハ竹島ヲ適當ト存シ候元來朝鮮ノ東方海上ニ松竹兩島ノ存在スルハ一般口碑ノ傳ツル處、而  
シテ從來當地方ヨリ樵薪業者ノ往來スル僻處島ヲ竹島ト通稱スルモ其實ハ松島ニシテ海國ニヨルモ瞭然タル次第ニ有之  
候左スレバ此新島ヲ措テ他ニ竹島ニ該當スベキモノ無之依テ從來誤稱シタル名稱ヲ轉用シ竹島ノ通稱ヲ此新島ニ冠セシ  
メ候方可然ト存候此段及回答候也。

明治三十七年十一月三十日

隱岐島司 東 文 輔

島根縣内務部長書記官城信次殿

島根縣告示第四〇號

北緯三十七度九分三十秒東經百三十一度五十五分隱岐島ヲ距ルト 西北八十五哩ニアル島嶼ヲ竹島ト稱シ自今本縣所屬  
島司ノ所管ト定メラル。

明治三十八年二月二十二日

島根縣知事 松永 武吉

島根縣庶第一一號

北緯三十七度九分三十秒東經百三十一度五十五分隱岐島ヲ距ルト 西北八十五哩ニアル島嶼ヲ竹島ト稱シ自今本縣所屬  
島司ノ所管ト定メラル候條此旨心得ベシ。

明治三十八年二月二十二日

島根縣知事 松永 武吉

竹島の領土編入、竹島の命名につきての事情は上述の如く、而して、領土編入は地理上より見る  
も、經營上より見るも、はた、また歴史上より論ずるも、公然わが領土に編入すべきものにし  
て、一點の非議を挟むべき餘地を有せざるや明かなり、次に命名につきても、隱岐島廳に於ては、  
水路誌及び海圖によりて、既に鬱陵島を松島と命名せられし以上は、竹島に當るべき島嶼は、リ  
ヤンコ島を措きて他に求むべからず、これ竹島と命名せられし所以なり、ただ、ここに吾人の疑  
を挟むべきは、水路部に於て、如何なる史料によりて、鬱陵島一名松島と命名せられしか、これ  
根本的疑問なり、この疑問だに水解せんか、竹島の命名は乃を迎へずして直ちに解決せらるべき  
なり、これ吾人の世の識者に向つて切に指教を請はんとする處なり。

\*聯合艦隊の主力は、二十七日以來強敵に對して追撃を續行し、二十八日リヤンコ島附近に於て、敵艦ニコライ第  
一世(戰艦)アリヨール(戰艦)セニヤウウイン(裝甲海防艦)アブラキシン(裝甲海防艦)……四艦は須臾にして

竹島沿革考

(第八卷) 四百七十七

諸陵式と陵制の變遷

(第八卷) 四百七十八

降伏せり、下略。

(五月二十九日午前着電、東郷長官公報其三)

\*上略午前十時三十分の頃、竹島の南方約十八海里の地點に於て、此敵を包圍せり、敵は即ち戦艦ニ三隻イ一世、アリヨ  
ール、海防艦アブラキシン、セニヤービン、及び巡洋艦イズムルードの五隻にして……砲火を開くや須臾にして敵  
艦隊司令長官ネボガトフ少將は、其部下と共に降意を表し、本艦は特に其將校以上に帯剣を許して之を受けたリ、云々。

(六月一日東郷長官日本海々戦詳報)

### 諸陵式と陵制の變遷 (上)

在文科大学 宮地 直一

延喜式五十卷が古典を明め法制を尋ねる上に於て、如何ばかりの便宜を興へたかは云はずもあれ、或は正史の闕を補ふ上に於て、或は動植物の研究をする者の爲に、實に莫大なる資料を供給して居るのである。古い所では明法道の家から、近世になつては有職故實の家々を初め、古學者神道客の連中に至る迄、何れにも欠くべからざるの寶典となつて居つたのである。併し同じ式内でも神祇に關する最初の十卷、就中九、十の神名帳が最本居平田流の學者に關係深かつたのと、又其の學派が天下一般に擴がり亘つたのとで、非常に有名なものとなり、單行本さへばつゞ表れる様になつた。之に次で珍重されたのは則この諸陵式なので、元祿以來檢校の聲が高くなるに隨つて益その眞價を高めたのである。

初め將軍綱吉の時に細井知愼が山陵の脩覆を建議して以來松下見林の廟陵記、浦生君平の山陵志となり、幾多の志士をして暗涙に噎ばしめた荒廢の状態も戸田大和守の盡力によつて漸舊觀に復したと同時に、久しく中絶して居た諸陵寮の復興となり、半死枯松の光景は復一畝の丘にその影

さへも見られなくなつたのである。

この間に廟陵記と山陵志とは、記載の範圍歴代の列聖にのみ止り、以下皇后皇妃諸皇子の陵墓に迄は及ばなかつたのである。嘉永元年津久井清影が吉野の歸途に獲たといはれて居る陵墓一隅抄は、單に以上の記載にのみ止らず、廣く式陵式墓より延喜以來の皇族外戚の陵墓に迄及んで居るので、その著聖蹟圖誌と共に初めて稍完全に近い調査をして居る。これに次いで出來たのが谷森氏の諸陵考で、範圍は狭いが弘く從來の諸説を綜合して考證した殆大成の域に近いものである。

これらの諸學者が考證の根本となつたのは、延喜以前の部分に於ては、則この諸陵式たる事云う迄も無い、勿論紀記の記載は根本史料たるべきものであるが、之を完成して更に詳にしたのはこの書である。併し從來の諸學者は、この諸陵式を如何様に觀察し、又如何なる方面に之を使用して居るか、陵墓の所在を詳にする事を得るのは元來この書の賜である。陵制の一斑を知る事が出来るのも勿論その恩恵に相違ない、併しこの書物の利用すべき部分、見るべき點は單に是丈では止まらない、而して松林以下の學者は能く充分にこれらの點を利用し盡したのであらうか。吾人の見解を以てすれば主に一方面しか未その効果は認められて居ないと思ふのである。見林、君平の目的上から云へば、それも至極當然の考ではあるが、廣くこの書を參考する上に於て、まだく色々の方面に種々の屈竟なる材料を供してをると考へるのである。即一隅抄流の所在調べの外に、猶考證に資すべき點は至極多い、以下順次これらの諸點に就いて二三氣付いた事を申し述べて見やう。

一、遠近の制 式にある陵墓は總數合せて百十、上は皇孫瓊々杵尊より、下は太政大臣時平にいたる。陵は七十三、墓は皇族外戚ともに四十七その間に遠近の別を示して、親疎の分を表してある。今試に之を分類して見れば、

# 日本歴史地理研究會役員及賛成員氏名

- |        |              |             |              |      |         |
|--------|--------------|-------------|--------------|------|---------|
| 會長     | 侯爵 蜂須賀茂韶     | 文學博士        | 黑川 眞道君       | 侯爵   | 黒田 長成君  |
| 幹事     | 文學士 堀田璋左右    | 文學士 深澤鍾吉(編) | 子爵世嗣 小杉 楳郎君  | 文學博士 | 小藤文次郎君  |
|        | 伊木 壽一        | 花見 朔己       | 文學博士 神原 政和君  | 文學博士 | 佐藤 誠實君  |
|        | 藤井甚太郎        |             | 文學博士 重野 安釋君  | 文學博士 | 志賀 重昂君  |
| 會計監督   | 文學士 大森金五郎    |             | 文學博士 神保 小虎君  | 文學博士 | 白鳥 庫吉君  |
| 顧問     | 文學博士 小杉 楳郎   | 吉田 東伍       | 文學博士 曾我 祐準君  | 文學博士 | 高橋順次郎君  |
|        | 文學士 大森金五郎    | 岡部 精一       | 文學博士 田中 義成君  | 文學博士 | 塚本 靖君   |
|        | 文學士 喜田 貞吉    | 文學博士 原 秀四郎  | 文學博士 坪井九馬三君  | 文學博士 | 坪井正五郎君  |
|        | 文學士 藤田 明     |             | 文學博士 德川 頼倫君  | 文學博士 | 徳川 遠孝君  |
| 賛成員    | (氏名五十音順)     |             | 文學博士 那珂 通世君  | 文學博士 | 星野 恒君   |
| 秋元 興朝君 | 子爵 有馬 頼之君    | 細川潤二郎君      | 文學博士 萩野 山之君  | 文學博士 | 蜂須賀正韶君  |
| 有馬 頼多君 | 文學博士 井上哲次郎君  | 松平 乘承君      | 文學博士 松川潤二郎君  | 文學博士 | 星野 恒君   |
| 井上 頼國君 | 文學博士 石川 照勤君  | 松岡 康毅君      | 文學博士 松平 武修君  | 文學博士 | 松平 武修君  |
| 伊東 忠太君 | 文學博士 市村 讚次郎君 | 増村 度次君      | 文學博士 松本 乘長君  | 文學博士 | 松本 乘長君  |
| 犬塚勝太郎君 | 文學博士 上田 萬年君  | 三宅 參次君      | 文學博士 箕作 元八君  | 文學博士 | 箕作 元八君  |
| 大森 房吉君 | 文學博士 大槻 文彦君  | 本居 豊頼君      | 文學博士 村岡 良弼君  | 文學博士 | 村岡 良弼君  |
| 賀島 政一君 | 文學博士 河田 羅君   | 横山又次郎君      | 文學博士 山上 萬次郎君 | 文學博士 | 山上 萬次郎君 |
| 京極 高德君 | 久米 邦武君       | 芳川 順正君      | 文學博士 横井 忠直君  | 文學博士 | 横井 忠直君  |
|        |              |             | 文學博士 吉田 東伍君  | 文學博士 | 吉田 東伍君  |

## 日本歴史地理研究會規約

- 第一條 本會は同志相集まり、歴史地理學及び一般の歴史と地理との研究に従事するものとす其研究綱目大凡左の如し
- 一、古跡 都府社寺陵墓古城跡古戰場名所等
- 二、地勢の變遷 河川海岸山勢等の變動
- 三、古今の地理上の智識 地誌紀行地圖等
- 四、政治地理 國郡縣里鎮邑の境界、都市宿縣道路津濟の變遷、人口の増減、産物の積聚、地理と文明との關係
- 五、一般の歴史及び地理
- 第二條 本會を日本歴史地理研究會と稱す
- 第三條 本會へ入會せんとする者は本會事務所に申込み可し
- 第四條 本會は學識名望ある人士を賛成員に推薦す
- 第五條 本會に幹事六名會計監督一名を置き本會一切の事務を掌らしむ
- 第六條 但此任期を一年とし毎年三月在京會員中より選舉す
- 第七條 本會は臨時に臨時會大會又は旅行を舉行し及び歴史地理に關する資料等を出版すべし
- 第八條 會員には本會編輯の雜誌「歴史地理」を頒つ
- 第九條 會費は毎月十五錢とす、但集會に出席する者は更に集會費の幾分を納むべきものとす

## 會告

- 一、本會へ入會せられんとする諸君は氏名及び現住所を記し、會費半年分金九十錢を添へ本會事務所へ拂込むべし(假令申込みある諸君と雖も會費前金御送附なきに於ては雜誌を配附せざるべし)
- 二、會費は郵便爲替にて送附ありし、小爲替にて若し指定の必要ある時は本郷町郵便局に宛てらるべし(郵券代用は一錢切手に限り一割増のこと)
- 三、雜誌の購讀は、發賣所若しくは發賣所に直接申込みるべし
- 四、照會には返信料を添ふるを要す

## ◎歴史地理 毎月一回一日發行

定價 一冊金十五錢、郵税一錢  
郵券代用一割増ノ一

購讀者 發賣所へ申込みたし、一切前金を要す、前金切の節は封皮に未得べきに付次回發行以前に必ず御送金ありたし照會には返信料添付を要す、領必證を要するもの亦同し

注意 照會には返信料添付を要す、領必證を要するもの亦同し

廣告料 一行(五號活字廿四字詰) 二十圓  
二行 十八圓  
三行 十五圓  
四行 十二圓  
五行 十圓

發行所 東京市小石川區原町十番地  
日本歴史地理研究會

編輯兼發行者 東京市本郷區駒込千駄木林町百五十六番地  
堀田 璋 左右

印刷所 東京市京橋區柳町五番地  
櫻井 庄 吉

發賣所 東京市神田區御原河原十二番地  
開文 舍

發賣所 東京市京橋區柳町五番地  
櫻井 庄 吉

發賣所 東京市神田區表神保町三番地  
東 文 舍

大賣捌所 東京市京橋區南馬場一丁目  
吉川 弘文 館

●典寶の二無價廉るした歩進最の書辭和漢●

舊式辭書は發展せ  
 明治昭代の文運に貢獻する  
 足らず

漢

和  
大



辭



林

最に遅れく報告したる本書は、いよ  
 いよ製本出来既に預約者に對する  
 送本を終へ非常なる喝采を博せり。  
 されば内容に關しては茲に之を述  
 ぶるの要なし。各地に配布せる現本  
 について一覽せらるべし。爾見本の漢

漢

和

大

辭

林

郁文舎編輯所編纂四六判大六號活字三段詰千七百頁全壹册製本既成

# 漢和大辭林

特價金壹圓五十拾錢  
 定價金貳圓  
 期限六月卅日迄  
 重量六百匁（代金引替は壹圓七十五錢）  
 小包料廿錢



和  
大

辭

林

要望者は至急に申入れよ。本書は非  
 常に廉價なるものなれば限定部數  
 の外發行せず。故に特價期限は六月  
 末日限りなれども、或は品切となる  
 の恐れあれば、購求者は即決を要す  
 べし。購請して悔を残すこと勿れ也

漢

和

大

辭

林

文運の發展は内容形式とも舊式辭書の跋扈を許さず

歴史地理 一巻八卷

全十四冊セット定価二二四、二四〇円

（本体二〇八、〇〇〇円）

一九九〇年四月十日 印刷

一九九〇年四月二十五日 復刻発行

編集者 日本歴史地理学会

発行者 村口一雄

発行所 第一書房

113東京都文京区本郷六一一六一二  
 電話 東京八一五一一〇七二  
 FAX 東京八一六一一八五四  
 振替 東京四一三九一二〇

印刷 モリモト印刷株式会社  
 製本 千代田製本工場

不良本は直接小社サービス課でお取替え致します。（送料小社負担）